

オンライン資料における雑誌記事索引採録誌選定基準

(令和4年3月24日収2203221号)

本基準は、ネットワーク上の電子媒体として刊行され、国立国会図書館が収集・保存し、国立国会図書館デジタルコレクションにおいて公開されている国内刊行の和文及び欧文雑誌のうち、「雑誌記事索引データ（オンライン資料編）」として記事・論文を採録する雑誌記事索引採録誌（以下「採録誌」という。）の選定基準を定めるものである。

1 採録誌とする雑誌

以下に該当する雑誌を採録誌とする。

- (1) 学術雑誌（学術研究論文が掲載されている雑誌）
- (2) 専門誌（特定の分野・業界に関する情報・解説・紹介・評論・考察等を掲載している雑誌）
- (3) (1)、(2)に該当しない機関誌（政党・労働組合・非営利団体・各種協会等の団体が、自らの政策や活動内容、意見及び関連事項を掲載しているもの）
- (4) 一般総合誌（一般誌のうち、論壇誌等多彩な内容を取り扱い非限定的な読者を想定しているもの）

2 採録誌としない雑誌

以下に該当する雑誌は、1に該当する場合を含め、採録誌としない。

- (1) 継続して刊行されていないか、刊行されていても当館における継続的な収集を確認できない雑誌（選定検討時から遡っておおむね5年以内に刊行された号が収集されていない場合を含む。また、収集範囲が1号分のみの場合を含む。）
- (2) 記事による検索よりも雑誌名による検索が有効である雑誌（毎号ほぼ同じ標題で記事が掲載される要覧、事業報告、白書、年鑑等）
- (3) タイトル検索に適さない記事を中心に構成されている雑誌（掲載記事のタイトルが、記事内容や特性を明確・直接的に表していない雑誌）
- (4) 時の経過とともに、記事情報の有用性が低下する雑誌（速報、通信等）
- (5) 広報・広告・宣伝を目的とする雑誌
- (6) 内容又は著者、読者が限定的な雑誌
 - (イ) 取扱う主題や対象を特定の分野等に限定している雑誌（学校教育法における学校のうち高等専門学校・大学以外の教育機関の刊行物、病院誌等を含む。）
 - (ロ) 著者、読者が限定的な雑誌（社内報、個人誌、同人誌、学生論文集等）
- (7) 学会・大会・シンポジウム等の記録集のうち、論文集以外の雑誌
- (8) 創作作品を発表し掲載する雑誌（文芸誌、美術作品誌等）

(9) オリジナルの記事を持たない雑誌（ダイジェスト等）

(10) 娯楽・趣味的雑誌（スポーツ、絵画、音楽、芸能等）、実用誌（料理、学習用テキスト等）

3 例外的な選定

特に調査・研究に有用と判断された雑誌は、1 及び 2 の規定によらず採録誌とすることができる。